

## 田野町青年就農給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営の不安定な就農初期段階の青年就農者（以下「給付対象者」という。）に対して就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営開始型の青年就農給付金（以下「給付金」という。）を給付するものとし、その給付に関しては、新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び田野町各事業補助金交付規則（昭和50年規則第4号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(給付要件等)

第2条 町長は次に掲げる要件を満たす者に対し、予算の範囲内で給付金を給付する。

(1) 独立又は自営の就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 次に掲げる要件を満たす独立又は自営の就農であること。

ア 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。なお、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではない。

イ 主要な農業機械又は施設を給付対象者が所有している又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を給付対象者の名義で出荷又は取引すること。

エ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

(3) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取り組みを行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると町長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は給付の対象外とする（なお、給付対象者が農業経営を法人化している場合、第2号のア及びイの「給付対象者」を「給付対象者又は給付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエの「給付対象者」を「給付対象者が経営

する法人」と読み替えるものとする。)

(4) 新たに青年就農給付金の給付を受けようとする者については、基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること(給付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。)

(5) 第3条第1項の青年等就農計画(様式第1号を添付するものとする。以下同じ。)が次に掲げる基準に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業(農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。)で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

(5) 人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱別記1の人・農地プランの見直し支援等事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。以下同じ。)に中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。)

(6) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として別記2に掲げる農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

(7) 原則として一農ネットに加入していること。

(8) 平成22年4月以降に農業経営を開始した者であること。

2 給付金額及び給付期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給付金の額は、経営開始初年度は、給付期間1年につき1人あたり年間150万円を給付し、経営開始2年目以降は、給付期間1年につき1人当たり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、給付金を除く。)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を給付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を給付する。また、給付期間は最長5年間(平成25年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで)とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は、給付期間1年につき夫婦合わせて、2の(1)の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を給付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が協働経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

ウ 夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること又は位置づけられることが確実と見込まれていること。

(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該

農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれている場合に限る。)に給付期間1年につきそれぞれ2の(1)の額を給付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者と法人を設立する場合は、給付の対象外とする。

3 次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、町長は給付金の給付を停止するものとする。

- (1) 第1項に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (2) 農業経営を中止したとき。
- (3) 農業経営を休止したとき。
- (4) 第3条第7項第1号に規定する報告を行わなかったとき。
- (5) 第4条第5項の規定による就農状況の現地確認等により、次の状況が確認され、適切な農業経営を行っていないと町長が判断したとき。
  - ア 経営開始計画の達成に必要な経営資産を縮小したとき。
  - イ 耕作すべき農地を遊休化したとき。
  - ウ 農作物を適切に生産していないとき。
  - エ 農業従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間未満)以下であるとき。
  - オ 町長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わないとき。
  - カ 第5条に定める町が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合及び、実施要綱第10の2に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合。
  - キ 給付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合(その後、350万円を下回った場合は、翌年から給付を再開することができる。)
  - ク アからキに掲げるもののほか、農業経営に不適切な状況があるとき。

4 次に掲げる要件に該当する場合は、給付対象者は給付金を返還しなければならない。ただし、(1)に該当する場合にあっては、病気や災害等のやむを得ない事情として町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第3項第1号から第5号に掲げる要件に該当した時点が、既に給付した給付金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該要件に該当した月を含む。)の給付金を月単位で返還するものとする。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合は給付金の全額を返還するものとする。
- (3) 第1項の(2)のアのただし書による給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還するものとする。

(給付対象者の手続き)

第3条 給付金の給付を受けようとする者は、青年等就農計画を作成し、町長に申請しなけ

ればならない。

- 2 前項に規定する申請の承認を受けた者は、青年等就農計画を変更する場合は、計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。
- 3 第1項に規定する申請の承認を受けた者は、給付申請書（様式第2号）を作成し、町長に給付金の給付を申請しなければならない。給付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する給付金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、平成26年4月以降の農業経営とする。
- 4 給付金の給付を受けた者（以下「給付金受給者」という。）は、給付金の受給を中止する場合は町長に中止届（様式第3号）を提出しなければならない。
- 5 給付の休止又は再開に関する届は、次に掲げるものとする。
  - (1) 給付金受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は、休止届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。
  - (2) 前号に規定する休止届を提出した給付金受給者が、就農を再開する場合は、経営再開届（様式第5号）を町長に提出しなければならない。
- 6 就農状況又は住所変更に関する報告は、次に掲げるものとする。
  - (1) 給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6ヵ月の就農状況報告（様式第6号）を町長に提出しなければならない。
  - (2) 給付金受給者は、給付期間内及び給付期間終了後3年間に田野町外へ転居した場合は、転居後1ヶ月以内に住所変更届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。
- 7 給付金受給者は、第2条第4項の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（町の手続き等）

- 第4条 町長は、給付金の給付を受けようとする者から経営開始計画の申請があった場合には、経営開始計画の内容について審査し、第2条第1項の要件を満たし、給付金を給付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で経営開始計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。なお、審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うとともに、必要な書類等を追加で求めることができるものとする。
- 2 町長は、経営開始計画の変更申請があった場合は、前項の手続きに準じて、承認するものとする。
  - 3 給付金の給付申請を受けた町長は、申請の内容が適当であると認めた場合は予算の範囲内で給付金を給付するものとし、給付金の給付は半年ごとに行うことを基本とし、青年等

就農計画の承認後、速やかに給付金の給付を行うものとする。なお、町長の判断により、1年分の給付金を一括で給付することができるものとする。

4 前条第7項第1号に規定する就農状況報告を受けた町長は、高知県農業振興部等の関係機関と協力し、給付金を給付している期間、経営開始計画に即した計画的な就農の実施状況を確認し、必要な場合は、関係機関と連携して適切な指導を行うものとする。この場合において、確認は、就農状況確認チェックリスト（様式第9号）を使い、次の方法により行う。

(1) 給付金受給者への面談

ア 青年等就農計画達成に向けた取組状況

(2) ほ場（現地）確認

ア 耕作すべき農地の遊休化の有無

イ 農作物の適切な生産状況

(3) 書類確認

ア 作業日誌

イ 帳簿

5 町長は、給付金受給者から中止届の提出があった場合又は第2条第3項第1号、第2号、第4号から第6号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止するものとする。

6 給付の休止又は再開については、次に掲げるとおりとする。

(1) 町長は、給付金受給者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は給付金の給付を中止するものとする。

(2) 町長は、給付金受給者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができるものと認められる場合は、給付金の給付を再開するものとする。

7 給付金の返還については、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第4項に該当した場合、町長は、給付金受給者に給付金の返還を命じるものとする。

(2) 町長は、給付金受給者から提出された返還免除申請書の申請内容が第2条の4のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は、給付金の返還を免除することができる。

(3) 町長は、給付金受給者から給付金の返還があったときは、速やかに返還された給付金を高知県に対して返還するものとする。

(その他)

第5条 町長は、本事業の適切な実施状況及び本事業の効果を確認するため、給付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。

2 町長は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない給付金を不正に受

給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表することができる。

- 3 町長は、本事業において国、都道府県及び農業委員会等に給付対象者の個人情報の提供等をするため、給付対象者から個人情報の取扱確認書（様式第 10 号）の提出を受けて適切に取り扱うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 11 月 4 日から施行する

この要綱は、平成 27 年 11 月 5 日から施行する。